

小平市交通安全計画策定の基本方針

1 計画策定の背景

小平市では、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「小平市交通安全計画（令和3年度～令和7年度）」を策定し、市及び関係機関等が一体となって各種施策を推進してきた。

この間、市内の交通事故発生件数、負傷者数は、ともに減少傾向にあるが、一方で高齢運転者や自転車利用者による重大な事故が発生している。

近年における小平市の全交通事故の傾向を見ると、自転車及び高齢者が関与する交通事故の割合は、いずれも東京都内の関与率に比べて高い水準で推移している。

このような中、国では近年の道路交通をめぐる情勢の変化に鑑み、自転車の交通違反に反則金を科すなどの道路交通法の一部を改正する法律（改正道路交通法）や歩行者・自転車の安全確保をより高めるために、住宅街の生活道路など道幅が狭い道路について、自動車の法定速度を時速60キロメートルから時速30キロメートルに引き下げる道路交通法施行令の一部を改正する政令（改正道路交通法施行令）などが施行される状況である。

また、東京都では第11次東京都交通安全計画が令和7年度をもって終了し、新たに第12次東京都交通安全計画が令和8年4月に公表される見通しである。小平市では、これらを踏まえ、安全で安心な交通社会の実現に向けた施策を推進するため、新たな「小平市交通安全計画（令和8年度～令和12年度）」を策定するものである。

2 計画の位置付け

本計画は、交通安全対策基本法第26条第3項において規定する陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定め、計画的に推進するための基本計画である。

また、計画の策定に当たっては、上位計画である第12次東京都交通安全計画並びに小平市第四次長期総合計画及び小平市都市計画マスタープラン等との整合性を図るものとする。

3 計画対象期間等

(1) 計画対象期間

本計画の対象期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

(2) 計画策定までの期間の取扱い

現行計画終了後から次期計画策定までの期間においては、第12次東京都交通安全計画に基づいて、各種施策を推進するものとする。

4 計画策定体制

(1) 関係機関等への意見聴取

計画の策定について、小平警察署、小平消防署及び東京都北多摩北部建設事務所などの関係機関に意見聴取等を行う。

(2) 小平市交通安全対策協議会への意見聴取

小平市交通安全対策協議会規約に基づき、市、関係行政機関及び関係団体の代表者により構成される小平市交通安全対策協議会は、市の交通安全対策の実施に当たり、市民の意見を反映させ、関係機関等相互の協力体制を確立することを目的として設置されていることから、計画素案（案）について意見聴取等をする。

(3) 市民からの意見・要望等の収集

広く市民の意見を取り入れるため、市民との意見交換会を実施する。

また、計画素案について市民意見公募手続（パブリックコメント手続）を実施する。

(4) 庁内体制

① 計画策定にかかる事務局は、都市開発部交通対策課において行う。

② 第12次東京都交通安全計画を踏まえ、必要に応じて関係各課と連絡調整を行う。

5 計画策定上の留意事項

(1) 市議会への報告

計画の策定に当たっては、基本方針の策定及び市民意見公募手続（パブリックコメント手続）の実施の際等、適宜、市議会に対し報告を行う。

(2) 情報の公開

市ホームページ等により、小平市交通安全対策協議会及び市民との意見交換会における会議の要旨及び資料等の公表を行うとともに、計画素案にかかる市民意見公募手続（パブリックコメント手続）の結果の公表等を行う。

6 計画策定スケジュール概要

	関係機関、市民参加等	事務局・庁内
令和7年 8月	基本方針の公表	基本方針の決定
10月	市民との意見交換会①②③	関係課への意見聴取
11月	関係機関への意見聴取	
令和8年 1月	関係機関への計画素案（案）の確認	関係課への計画素案（案）の確認
3月	小平市交通安全対策協議会 （計画素案（案）の意見聴取）	
4月		第12次東京都交通安全計画の反映 計画素案決定

6 月	計画素案に関するパブリックコメントの実施	
7 月	関係機関への計画（案）の確認	関係課への計画（案）の確認
8 月	小平市交通安全対策協議会 （計画（案）の報告）	計画決定
1 0 月	計画の公表	

※スケジュールについては、計画策定の進捗状況により変更の可能性あり。